

複写代等補助費の申請時に提出する領収書等の取り扱いについて

電子帳簿保存法の改正に伴い、2024 年 1 月 1 日以降の電子取引※情報に係る資料はすべて電子保管が義務化されることとなりました。

※「電子取引」とは

取引情報の授受を自伝的方式により行う取引で、以下の取引が該当します。

- ・インターネット等による取引
- ・電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む）
- ・インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

本制度の申請に関連する書類では、具体的には以下の書類が該当します。

- ・領収書（紙の領収書をスキャンおよび撮影したものは受付不可）
- ・インターネットバンキング等で振込した場合の取引完了画面（取引内容が確認できるページの画面、ファイル化必須）
- ・取引内容が明記されたメールが領収書に代わるケース（ファイル化必須）

複写代等補助費の補助項目のうち、学会参加費・学会年会費・論文投稿料の申請について、電子発行された領収書を電子ファイルのまま提出することが必須となります。

上記に該当する書類を提出する場合は、以下のとおり手続きしてください。

- ① 所定のフォームより電子発行された領収書等を提出してください。
- ② 事務にて電子ファイルを確認後、受領済みである旨のメールを送信いたします。
メールの指示に従ってください。受付可の場合は③の手続きに進みます。
- ③ 学生証持参のうえ、申請書原本と学会参加費・学会年会費・論文投稿料の金額が記載されている資料※を事務所に提出してください。

提出の際は「領収書はデータで提出済みです」とお申し出ください。

※「学会参加費・学会年会費・論文投稿料の金額が記載されている資料」は、上記①の申請時に所定のフォームよりファイルにて同時に提出しても結構です。

事務にて申請書の内容を確認後、事務所カウンターにて完了手続きをしていただきます。

紙媒体で発行された領収書、ATM を利用し振込した際に発行される利用明細票は、従前通り紙で提出が必要です（スキャンデータは受付不可）。手続き方法に変更はありません。

取引金額を確認するための補助資料は、電子発行された請求書以外であれば、紙で印刷したものの提出も可とします。

以上

〈本件のファイル提出に関する問い合わせ先〉

教育・総合科学学術院経理担当

edu-zaimu@list.waseda.jp